

## 建築材料等判断基準ワーキンググループの開催趣旨（案）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 150 条第 1 項の規定に基づく建材トップランナー制度については、性能の高い建材製品を市場に普及させることを目的として、経済産業省の審議会である省エネルギー小委員会の下に「建材判断基準ワーキンググループ（以下「建材WG」）」を設置し、窓（サッシ及び複層ガラス）や断熱材についての検討を行い、拡充を図ってきている（以下【参考】参照。）。

本年 4 月には、住宅・建築分野における 2050 年のカーボンニュートラルの達成に向けて、国土交通省、経済産業省、環境省の 3 省合同で「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」を立ち上げ、住宅・建築物に係る省エネルギー性能の向上のあり方等について議論が進められている。

住宅・建築物に係る省エネルギー性能の向上には、窓や断熱材等の性能向上等を図ることも重要であるため、建材WGを開催し、建材トップランナー制度における基準等の見直しについて検討することとする。

また、窓の性能表示制度については、断熱性能の高い窓製品の普及を図ることを目的として導入しているところであるが、十分に活用されていないなどの課題があるため、同制度についても見直しを検討することとする。

### 【参考】建材トップランナー制度の対象製品

導入時期	対象製品	目標年度
2013 年	グラスウール、ロックウール、 押出法ポリスチレンフォーム	2022 年度
2014 年	サッシ、複層ガラス	2022 年度
2017 年	硬質ウレタンフォーム（現場吹付け品）※	2023 年度
2020 年	硬質ウレタンフォーム（ボード品）	2026 年度

※準建材トップランナー制度として位置づけられており、省エネ法に基づく勧告や公表、命令の対象外。